

沼津市歴史民俗資料館 移転整備基本構想

令和5年10月

沼津市教育委員会

目 次

1	経 緯	1
2	現 状	4
	(1) 沼津市歴史民俗資料館の歩み	
	(2) 立地	
	(3) 施設	
	(4) 資料収集・保管機能	
	(5) 調査・研究機能	
	(6) 展示機能	
	(7) 教育普及機能	
	(8) 情報発信機能	
	(9) 管理運営体制	
3	基本構想	9
	(1) 基本理念	
	(2) 基本方針	

資 料

1 現施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・資 1－(1)～(5)

- (1) 本館平面図
- (2) 本館写真
- (3) 原収蔵庫写真
- (4) 旧静浦東小学校校舍写真
- (5) 国指定・県指定文化財写真

2 移転予定地の現況・・・・・・・・・・・・・・・・資 2－(1)～(4)

- (1) 旧内浦小学校建物配置図
- (2) 旧内浦小学校平面図
- (3) 旧内浦小学校写真
- (4) 内浦地区の地域資源位置図

3 移転整備基本構想策定委員会・・・・・・・・資 3－(1)～(2)

- (1) 沼津市歴史民俗資料館移転整備基本構想策定委員会委員名簿
- (2) 沼津市歴史民俗資料館移転整備基本構想策定委員会設置要綱

1 経緯

昭和 49 年に沼津御用邸記念公園内の本邸跡に開館した沼津市歴史民俗資料館は、今日まで約半世紀にわたり、社会教育施設としての博物館活動を展開してきた。

地域の歴史・民俗を紹介する常設展示を充実化するとともに、企画展示、体験学習、市民講座等の多面的な活動も行い、博物館活動の成果として収蔵資料を着実に充実させてきた。

しかしながら、本館は築後 49 年を経過し、海岸近くに立地していることもあり、施設・設備の老朽化が著しく進行しているため、大規模な改修・整備の必要に迫られている。

また、本館には企画展示室や講座室等がないことから、博物館としての効果的な運用が難しく、その機能を十分に発揮することができていない。

さらに、収蔵資料が増加した結果、本館、本館プレハブ収蔵庫、原収蔵庫、旧静浦東小学校校舎の 4 つの施設に収蔵資料を分散して保管することとなり、博物館としての十分な運営管理が難しくなっていた。

一方で、収蔵資料の中核をなす「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」が、平成 22 年 3 月に国の重要有形民俗文化財に指定された。これらの漁撈用具の主な収集地である内浦地域は、かつて「マグロ建切網漁」に代表される全国的に見ても特徴的な漁法が行われ、この地域から収集された古文書は渋沢敬三によって『豆州内浦漁民史料』として刊行され、日本の漁村史・漁業史研究の発展に重要な役割を果たしており、当館ではそれらを補完する貴重な漁撈に関する古文書も収集・保管してきた。

このように、国指定の漁撈用具は、これらの古文書と相互に価値を高め合うものであるため、内浦地域との強い結びつきを前提として、漁撈に関する民俗資料や古文書のさらなる活用方法を模索していた。

そのような状況の中、平成 28 年 10 月に沼津御用邸記念公園が国の名勝に指定されたことによって、その後沼津市が策定した保存活用計画の中で本館を景観と調和しない施設として位置づけたことや、津波浸水区域内に位置していることから、現在地での本館の大規模な改修あるいは建て替えを行わない方針とし、よりふさわしい移転先について検討することとした。

一方、沼津市は、令和元年度において、内浦小学校と西浦小学校を統合して長井崎小学校とし、長井崎中学校と併せて同中学校校舎等を使用し小中一貫校化することを決定した。このことで、空き施設となる内浦小学校の校舎等の利

用が可能になった。

そこで、この内浦小学校の校舎等を利用すれば、内浦地域に縁の深い漁撈に関する民俗資料と古文書を実際の漁場等の景観と一体化して展示・紹介することができるとともに、津波による被害の軽減やより拡充したスペースの確保等も可能になることから、令和2年度に沼津市の公共施設マネジメント個別施設計画において、統合されて空き施設となる内浦小学校の校舎等を改修・整備して移転する方針を決定した。

今後の移転整備事業においては、分散している収蔵資料を可能な限り統合するとともに、博物館機能を拡充し、新たな博物館施設として生まれ変わるような形で整備することとした。

このため、令和4年度において本移転整備基本構想の策定に着手した。

移転整備基本構想位置図



2 現 状

(1) 沼津市歴史民俗資料館の歩み

沼津市歴史民俗資料館の開館準備から現在までの歩みは、以下のとおりである。

昭和 48 年	市制施行 50 周年記念事業の一環として資料館の設立計画
49 年	建築工事完了（地方歴史民俗資料館建設費補助金） 沼津市歴史民俗資料陳列館条例を制定、開館
56 年	登録博物館として静岡県教育委員会に登録
57 年	原収蔵庫建築
59 年	沼津市明治史料館設置に伴い、沼津市歴史民俗資料陳列館条例を廃止し、新たに沼津市博物館条例を制定する 「沼津市歴史民俗資料館」に改称
61 年	考古資料を沼津市文化財センターに移管
62 年	本館プレハブ収蔵庫建築
平成 2 年	収蔵資料の「浮島沼周辺の農耕生産用具」（以下「県指定文化財の農耕用具」と略称）が、県の有形民俗文化財に指定される
22 年	収蔵資料の「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」（以下「国指定文化財の漁撈用具」と略称）が、国の重要有形民俗文化財に指定される 資料収蔵のため旧静浦東小学校校舎使用開始
28 年	沼津御用邸記念公園が、「旧沼津御用邸苑地」として国の名勝に指定される
31 年	「名勝旧沼津御用邸苑地保存活用計画」を策定
令和 2 年	公共施設マネジメント個別施設計画において、統合されて空き施設となる内浦小学校への移転方針を決定する
3 年	内浦小学校と西浦小学校が統合し、長井崎小学校へ移転
4 年	「沼津市歴史民俗資料館移転整備基本構想策定委員会」を設置し、基本構想の策定に着手する
5 年	原収蔵庫の収蔵資料を旧内浦小学校へ移動 「沼津市歴史民俗資料館移転整備基本構想」を策定

(2) 立地

- ・本館は、歴史・文化資源が多くある市南部の海岸近くの地域に位置している。
- ・本館は、観光施設として一般公開されている沼津御用邸記念公園内の本邸跡に開設されており、沼津御用邸記念公園は、平成 28 年 10 月に「旧沼津御用邸苑地」として国の名勝に指定された。
- ・本館、本館プレハブ収蔵庫、旧静浦東小学校校舎は、津波浸水区域内に位置している。
- ・原収蔵庫は、J R 原駅前広場の西側に位置している（令和 5 年 2 月まで使用）。

(3) 施設

- ・本館〔資料 1－(1)・(2)〕

所在地：沼津市下香貫島郷 2802 番地の 1 沼津御用邸記念公園内

建築年：昭和 49 年

構造：鉄筋コンクリート造 2 階建

延床面積：890.8 m²

資料保管面積 505.6 m²（展示室 323.7 m²、収蔵庫 181.9 m²）

- ・本館プレハブ収蔵庫

建築年：昭和 62 年

構造：軽量鉄骨造平家建

床面積・資料保管面積：24 m²

- ・原収蔵庫〔資料 1－(3)〕

所在地：沼津市原字堀金 380 番地の 3

建築年：昭和 57 年

構造：鉄骨ブロック造平家建

床面積：164.7 m²、資料保管面積 295.2 m²（積み重ね分を含む）

※令和 5 年 2 月に収蔵資料を旧内浦小学校に移動して仮置きした。

令和 5 年中に取り壊す予定である。

- ・旧静浦東小学校校舎 [資料 1－(4)]
所在地：沼津市口野 30 番地の 23
建築年：昭和 57 年、移管・使用開始年：平成 22 年
構造：鉄筋コンクリート造 3 階建
延床面積：1,244.9 m²、資料保管面積：764.4 m²
- ・旧内浦小学校（移転予定地）[資料 2－(1)・(2)・(3)・(4)]
所在地：沼津市内浦三津 410 番地の 1
建築年：昭和 56 年
構造：鉄筋コンクリート造 3 階建
延床面積：2,646 m²、運動場面積：7,976 m²

(4) 資料収集・保管機能

- ・収蔵資料の点数は、民俗・歴史資料 19,804 点、古文書 30,623 点である。
- ・本館、本館プレハブ収蔵庫、原収蔵庫（収蔵資料移動後は旧内浦小学校）、旧静浦東小学校校舎の 4 つの施設に収蔵資料を分散して保管している。
- ・防災設備、温湿度管理のための空調設備、遮光（または紫外線遮光）の設備等を設置している。
- ・全国的に見ても特徴的な収蔵資料として、国指定文化財の漁撈用具 2,539 点、県指定文化財の農耕用具 106 点がある。[資料 1－(5)]
- ・古文書は、かつての漁村地域から収集した史料が主体となっており、本館 2 階の 1 か所の収蔵庫に保管している。



国指定文化財の漁撈用具の主要資料（左：網漁具、右：魚見小屋・船上の用具）

(5) 調査・研究機能

- ・資料収集、企画展示準備、報告書等作成の際に、聞き取り調査・文献調査等を実施することによって、沼津市の民俗・歴史に関する全般的な調査・研究を行っている。
- ・沼津市の歴史・民俗に関する調査・研究を研究員に依頼している。
- ・研究員や職員の研究成果を博物館紀要に掲載・公開している。

(6) 展示機能

- ・1階展示室では、国指定文化財の漁撈用具を展示している。
- ・2階展示室では、高度経済成長期以前の生活用具、桶職人の道具を展示するとともに、沼津市の民俗・歴史に関するテーマで企画展示を実施している。企画展示会期以外は、県指定文化財の農耕用具、漁村の絵葉書、渋沢敬三関連資料、漁船の模型・発動機を展示している。
- ・生活用具の体験コーナーでは、1階の台ばかりで来館者が体重計測を体験している。
- ・専用の企画展示室がないことから、企画展示会期中は2階の常設展示の一部を観覧することができず、また展示替え作業の効率も悪い状態である。



1階 展示室（漁撈用具）



2階 展示室（生活用具）

(7) 教育普及機能

- ・ 学校の団体見学、体験学習

体験学習メニューとして、生活用具 6 種類（火おこし、天秤棒・背負い籠での運搬、行灯・提灯の明るさ体感、アイロン、七輪、火鉢）、漁撈用具 1 種類（ローフーでの伝達）を準備している。

- ・ 夏休み体験教室

体験学習メニューとして、生活用具 3 種類（火おこし、石臼でひいて粉にする、棹はかり・皿手動はかり等ではかる）を準備している。

- ・ 沼津市の歴史・民俗等に関する講座を開催している。



学校の体験学習（火おこし）



講座（市立図書館 視聴覚ホールにて）

(8) 情報発信機能

- ・ 資料館だより等の刊行物を発行しているほか、事業・イベントの広報、ホームページ等を活用した情報発信を行っている。

(9) 管理運営体制

- ・ 沼津市教育委員会事務局文化振興課に所属している。
- ・ 入館料は無料であるが、沼津御用邸記念公園の入園料が必要である。
- ・ 職員は、館長（再任用職員）1 名、学芸員（正規職員）1 名、会計年度任用職員 3 名の計 5 名である。

3 基本構想

(1) 基本理念

「沼津の民俗・歴史資源の魅力を再発見し、 地域を愛する心を育む博物館」

移転後の博物館が、「沼津の民俗・歴史資源の魅力を再発見し、地域を愛する心を育む博物館」となるように、開館以来行ってきた沼津市の全市的な民俗・歴史資料の収集・保管、調査・研究、展示、教育普及等の事業を継承しつつ、さらなる博物館機能の充実と発展を図る。

(2) 基本方針

①沼津市の民俗・歴史資料の収集と継承

- ・沼津市の民俗・歴史資料の収集を推進し、収蔵資料の保管環境を充実させるとともに、収蔵資料等に関する調査・研究を進める。
- ・特徴的な収蔵資料である国指定文化財の漁撈用具、県指定文化財の農耕用具を良好な状態で保管・継承することに万全を期し、これらの指定文化財の活用を図る。

②わかりやすい展示と利用しやすく親しみやすい博物館

- ・多様な来館者にとって利用しやすい博物館となるような施設整備を行う。
- ・博物館の情報を広く市民に発信し、市民と対話しながらわかりやすい展示（常設・企画）と活動を行うことによって、市民と一緒に親しみやすい博物館を作り上げていく。
- ・体験型展示や立体的な展示を取り入れた理解しやすい展示方法を工夫するとともに、来館者がより多くの収蔵資料に接することができるように、収蔵庫内にも展示機能を加えた収蔵展示を行う。
- ・生活用具・漁撈用具・農耕用具を実際に使う体験学習を充実させること等により、沼津市の人々に受け継がれてきた生活・生業の知恵と工夫について、来館者が楽しみながら理解を深める機会を提供する。

③沼津市に対する市民の関心と誇りを高める場

- ・社会教育施設として、市民の生涯学習を支援するとともに学校教育との連携をさらに強化し、より多くの市民が沼津市の民俗・歴史の特徴と価値を再認識し、自分たちの暮らす地域に対する関心と誇りを高める場とする。
- ・企画展示や市民講座等の博物館の諸活動を充実させるとともに、それらの活動に対応することが可能な施設整備を図る。

④情報発信と交流・観光機能を加えたにぎわいづくりの場

- ・地域の情報発信及び交流・観光の機能を博物館機能に加えることによって、地域との連携を深め、沼津市の観光振興・にぎわいづくりに寄与できるようにする。